

白石町訓令乙第7号

白石町「空き地バンク物件」移住・定住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白石町内の空き地を有効活用することにより、白石町への移住を促進し地域の活性化を図るため、白石町空き家・空き地バンク（以下「空き家・空き地バンク」という。）を活用して空き地を購入した空き地への移住者に対し、予算の範囲内において、白石町「空き地バンク物件」移住・定住支援金（以下「支援金」という。）を交付することとし、その交付については、白石町補助金等交付規則（平成17年白石町規則第45号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 空き家・空き地バンクに空き地として登録している物件をいう。
- (2) 空き地の登録者 空き地を空き家・空き地バンクに登録している者をいう。
- (3) 空き地への移住者 空き地を購入し、当該空き地に自己居住を目的として住宅を新築し、当該住宅に5年以上居住する意思がある者をいう。

(補助対象者)

第3条 この支援金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、支援金の交付申請日において、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 空き地の登録者と空き地への移住者との間で空き地についての売買契約を締結していること。
- (2) 当該空き地の売買契約締結日から起算し、1年以内に自己居住を目的とした住宅新築にかかる請負契約を、空き地への移住者と建築請負業者との間で締結していること。
- (3) 住宅竣工後、当該住宅へ白石町の住民として、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に規定する白石町の住民基本台帳に記録され、

かつ生活の本拠が白石町にあること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除外する。

- (1) 町税等の滞納者（当該住宅へ入居予定の世帯員を含む。）
 - (2) 3親等内の親族間において、空き地に係る売買契約を締結した者
 - (3) 過去にこの要綱に規定する支援金を受けた者
 - (4) 白石町暴力団排除条例（平成24年白石町条例第3号）第2条第2号に該当する者（当該住宅へ入居予定の世帯員を含む。）
 - (5) その他町長が適当ではないと認めた者
- （交付の要件及び支援金の額）

第4条 支援金交付の要件及びこれに対する支援金の額は、別表のとおりとする。

（支援金の交付申請）

第5条 この支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、白石町「空き地バンク物件」移住・定住支援金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、申請者が空き地に新築した住宅に居住を開始した日から2月以内に町長に提出しなければならない。なお提出部数は1部とする。

（支援金の交付決定及び額の確定）

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたものについて白石町「空き地バンク物件」移住・定住支援金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により申請者に通知を行うものとする。

（支援金の交付及び請求）

第7条 この支援金は、精算払で交付する。

2 交付決定者は、前項の規定により支援金の交付を受けようとするときは、前条の通知があった日から30日以内に白石町「空き地バンク物件」移住・定住支援金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、支援金が既に交付されているときは、期限を定めて、交付決定者にその全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

- (2) 規則及びこの要綱に違反していることが認められたとき。
 - (3) 支援金の交付日から起算して5年未満で新築した住居を取り壊し、貸し付け、又は売却したとき。
- 2 町長は、前項の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、白石町「空き地バンク物件」移住・定住支援金交付取消通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知を行うものとする。
- 3 町長は、前項の通知を受けた者（同一世帯者を含む。）から、再度、支援金の交付申請があったときは、その申請を受理しないことができるものとする。
- 4 町長は、第1項の規定により支援金の返還を命じるときは、白石町「空き地バンク物件」移住・定住支援金返還命令書（様式第5号）により、交付決定者に通知を行うものとする。
- 5 第1項の規定により支援金の返還を命じる金額は、同項第1号又は第2号に該当する場合は全額を、第3号に該当する場合は交付決定の日から起算した年数に応じ、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 1年以内のとき 支援金の全額
 - (2) 1年を超え2年以内のとき 支援金の5分の4の額
 - (3) 2年を超え3年以内のとき 支援金の5分の3の額
 - (4) 3年を超え4年以内のとき 支援金の5分の2の額
 - (5) 4年を超え5年未満のとき 支援金の5分の1の額
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

支援金の名称	要件	支援金の額
白石町「空き地バンク物件」移住・定住支援金	1 空き地への移住者と白石町内に本店、支店又は営業所等を有する法人及び個人事業者との間に住宅新築に係る請負契約を締結し、施工した場合	500,000円
	2 直近5年以上を町外に居住し町内に住所を有していないこと、町内に転入して1年を経過していない場合で、町内に転入する直前の5年以上を町外に居住していること、又は当該物件に居住する世帯に中学生以下の世帯員が含まれている場合	200,000円
備考	申請者が要件1及び2いずれにも該当する場合は、双方の支援金を合算して交付する。	